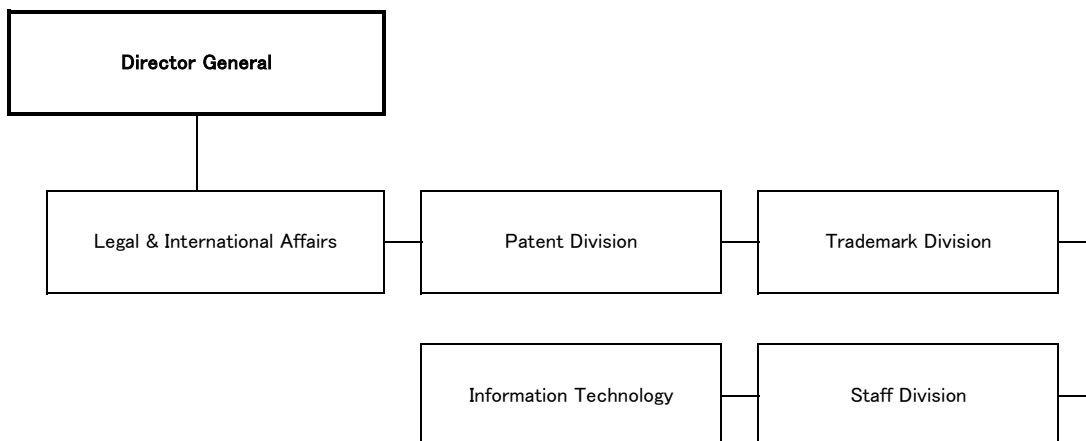


①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)				
②名称	Swiss Federal Department of Justice and Police / Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI)				
③所在地	Stauffacherstrasse 65/59g, CH-3003 Berne				
④連絡先	(電話)	(41 31) 377 77 77	(FAX)	(41 31) 377 77 78	
	(E-mail)	info@ipi.ch	(internet)	https://www.ige.ch/en/	
⑤組織の長	Director General: Dr. Catherine Chammartin				
⑥沿革	<p>(1) 1534年に、カントン州において、いくつかの技術の新規性に対して特権が与えられた。</p> <p>(2) スイスにおいては、1879年に最初の商標法が、1883年に最初の著作権法が、1888年に最初の特許法、意匠法が制定された。</p> <p>(3) 特許法は、最近では1978年に修正され、また1977年の規則は1999年に修正されている。</p> <p>(4) スイス特許法は、1980年のリヒテンシュタインとの2国間協定(特許保護に関する条約及びこの条約の履行協定)により、リヒテンシュタインにおいても適用されことになった。</p> <p>(5) 1992年に最初のトポグラフィー(topography)法が制定された。</p> <p>(6) 1993年に商標及び原産地表示の保護に関する連邦法が施行され、この法律は1995年、1996年、1997年に修正。</p> <p>(7) 1995年には、特許についての予備審査は、時計及び繊維機械に対する新規性のみとなった。</p> <p>(8) 1993年には、サービスマークが登録できるようになった。</p> <p>(9) 2002年には、従前の意匠に関する連邦法が廃止され、意匠の保護に関する連邦法が施行されている。スイスでは、TRIPSに対応するために連邦法の見直しが行われた。</p> <p>(10) スイスにおいては、2011年5月11日に「連邦特許裁判所」の創設が発表された。この「連邦特許裁判所」は、2012年1月1日からスタートした。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、半導体回路配置、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1887/12/5	1993/9/24		1892/7/15
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1884/7/7	2008/7/1	1993/9/30	1993/9/24
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2009/3/16	1997/5/1		2008/7/1	2008/7/1
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1981/8/19	1939/11/24	1984/8/1	2003/12/23	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1892/7/15	1997/5/1	1978/1/24	1971/4/27	1962/8/20
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1975/10/7		1995/7/1		

①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,717	1,685	1,555	1,546
		(内 外国出願)	348	301	267	315
		(内 日本から)	28	27	24	15
		(内 PCTルート)	73	95	84	83
	意匠	全数	2,773	2,453	2,780	2,614
		(内 外国出願)	1,828	1,592	1,975	1,766
		(内 日本から)	36	42	39	32
	商標	全数	32,561	33,805	37,869	33,922
		(内 外国出願)	19,913	19,617	23,678	21,915
		(内 日本から)	520	565	568	535
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	615	745	724	782
		(内 外国出願)	179	198	214	254
		(内 日本から)	22	22	23	29
		(内 PCTルート)	45	72	63	87
	意匠	全数	2,456	2,652	2,636	2,585
		(内 外国出願)	1,595	1,805	1,844	1,780
		(内 日本から)	28	47	42	38
	商標	全数	33,839	34,682	37,687	35,988
(内 外国出願)		21,197	20,490	23,503	24,089	
(内 日本から)		598	636	593	625	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> IPIは、Federal Department of Justice and Police(連邦法務及び保安省)の下部組織である。



(出典): IPIのHP (Organization)

①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2019年4月1日版
	③地理的効力の範囲	スイス及びリヒテンシュタイン公国 (スイス-リヒテンシュタイン特許協定:1995年5月1日発効)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国 特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者、承継人又はその他の権原の下に当該発明を所有する第三者(自然人、法人) (特許法第3条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スイスに居所又は主たる事業所を有さない者は(本条に規定する場合を除き)、スイスに送達宛先を指定しなければならない。 (特許法第13条(1))
	⑦出願言語	スイスの公用語(フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロマンシェ語) (特許法施行規則 4(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許の設定登録日から効力を有し、出願日から20年。 また、スイスにおいては医薬品の活性成分又はその組み合わせ(併せて製品)に関する補足的証明書を出願日から製品を市場に出すための最初の認可がおりた日までの期間から5年を差し引いた期間交付する。証明書は、特許の最長期間の満了した時から効力を生じ、5年を限度として有効とする。 (特許法第14条、第140a条～第140z条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第7条)
	⑩クレースピリット	有。次のケースが規定されている。(特許法第7b条) (1) 出願人又は前権利者に対する濫用による開示日から6月 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月
	⑪非特許対象	1. 人体自体は、胚を含むそのすべての形成及び発達段階において、特許されない。 2. 自然環境内の人体の要素は、特許されない。 (特許法第1a条) 3. 自然に生じる遺伝子の配列又は部分配列それ自体では特許されない。 (特許法第1b条) 4. その実施が人の尊厳に反する発明若しくは生命体の一体性を無視する発明又はその他の態様で公序良俗に反する発明は特許されない。 特に、次に掲げるものに特許を付与してはならない。 (a) 人間をクローン増殖する方法及びそれにより得られたクローン (b) 人間の胚細胞、人間の全能性細胞又は人間の胚性幹細胞及びそれにより得られた存在物を用いることによりハイブリッド有機体を形成する方法 (c) 人間の胚物質を用いることによる単為生殖の方法及びそれにより得られた単為生殖体 (d) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性を変更する方法及びそれにより得られた生殖細胞系列細胞 (e) 変更されていない人間の胚幹細胞及び幹細胞株 (f) 人間の胚の非医療目的での利用 (g) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって保護に値する決定的な利益故に正当化されることなしに当該動物に苦痛を与える虞があるもの及びそのような方法から得られる動物 5. 次に掲げるものも除外される。 (a) 人間又は動物の体に施される外科又は治療による処置の方法及び診断の方法 (b) 植物の品種及び動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的方法。 (特許法第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、発明の単一性についてのみ審査が行なわれる。 (特許法第59条)
	⑬審査請求制度の有無	無。

①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)	
特許制度	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人の書面による請求、迅速化手数料の支払いにより行われる。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日後の18月経過後に公開される。 (特許法第58a条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許発明の公告から9月以内に、発明が特許を受けることができない発明に該当することを理由として、異議申立をすることができる。(特許法第59c条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、何人も、特許の無効を裁判所に提訴することができる。(特許法第28条、第86条)
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年後であつて、特許出願日から4年以降において当該特許がスイスにおいて十分に実施されていないとき、利害関係人は特許発明を実施するため非排他的ライセンスの許諾を裁判所に請求することができる。 (特許法第37条(1))
	⑲費用 単位 CHF (スイス・フラン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 200 CHF(10クレームまで) 50 CHF(10超の各クレームにつき) 調査料 500 CHF 審査料 500 CHF 早期審査料 200 CHF [特許権維持に掛かる費用] 年金(1998年1月1日から適用の年金) 5年次 100 CHF 11年次 310 CHF 17年次 310 CHF 6年次 100 CHF 12年次 310 CHF 18年次 310 CHF 7年次 200 CHF 13年次 310 CHF 19年次 310 CHF 8年次 200 CHF 14年次 310 CHF 20年次 310 CHF 9年次 310 CHF 15年次 310 CHF 10年次 310 CHF 16年次 310 CHF
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	スイス国内のみ
	④他国制度との関係	ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者、承継人又はその他の異なる権原の下に所有する第三者(自然人、法人) (意匠法第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。手続する者がスイスに居所又は主たる事業所を有さない者は、国際法又は権限のある外国当局が文書を直接、送達する権限を許可しない限り、スイスに送達宛先を指定しなければならない。 (意匠法第18条)
	⑦出願言語	スイスの公用語(フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロマンシェ語) (意匠施行規則 2(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録出願日から5年。5年ごとに4回更新することができる。(最長25年) (意匠法第5条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、国内刊行物 (意匠法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規程されている。期間は、公表日から12月。 (1) 第三者が、権原を有する者を害するような不当な態様で当該意匠を開示した場合 (2) 意匠について権利を有する者に対する第三者の冒認であって、当該第三者による出願日前又は優先日前の開示 (意匠法第3条)
	⑪不登録対象	(1) 保護対象として意匠法第1条に該当しない場合(第1条:線、面、輪郭若しくは色彩の配置により又は用いられている材料により特徴付けられる物品又は物品の部分を作成してなる意匠) (2) 関係する製品の技術的な機能のみによって特徴が定められる意匠 (3) スイス連邦法又は国際条約に違反する意匠 (4) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第4条)
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。
	⑯関連意匠制度の有無	無。 (意匠法第1条)
	⑰「組物」の意匠の有無	有。 (意匠法第20条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。 (意匠法第25条(1)、第26条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日又は優先日から最長30月間の公告延期を書面で請求できる。 (意匠法第26条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。裁判所は登録が無効と宣言することができる。 (意匠法第28条(d))
	㉓登録表示義務	無。
	⑳費用 単位 CHF (スイス・フラン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 200 CHF(単一又は最初の意匠) 100 CHF(複数意匠一出願:2~5意匠の場合の追加1意匠あたり) 700 CHF(複数意匠一出願:6意匠以上の場合の合計額) 登録料 0 CHF(1図面の場合) 20 CHF(1図面を超えて追加1図面あたり) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 200 CHF(単一又は最初の意匠) 100 CHF(複数意匠一出願:2~5意匠の場合の追加1意匠あたり) 700 CHF(複数意匠一出願:6意匠以上の場合の合計額)
	㉔料金減免措置の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">スイス連邦 Swiss Confederation (CH)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	スイス国内のみ
	④他国制度との関連	マドリッド・プロトコル締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、団体商標、地理的表示、原産地名称、ぶどう酒の呼称 (商標法第1条、第21条、第22条、第27a条)
	⑥商標の種類	他者の商品又は役務と識別できる標識。例えば、語句、文字、数字、図形、立体形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合から構成される標章(商標法第1条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。手続する者がスイスに居所又は主たる事業所を有さない者は、国際法又は権限のある外国当局が文書を直接、送達する権限を許可しない限り、スイスに送達宛先を指定しなければならない。 (商標法第42条)
	⑪出願言語	スイスの公用語(フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロマンシェ語) (商標法規則 3(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第10条)
	⑬クレースピリト	国際博覧会における展示の場合、開会日から6月 (商標法第8条)
	⑭不登録対象	(1) 商品の性質を構成する形状及び技術的に必要とされる商品又はその包装の形状 (2) 誤認させる標章 (3) 公序良俗に反する標章 (4) 当該標章に係る商品又は役務について商標として認識されているものを除き、権利消滅状態になっている標章 (5) 先行商標と同一の標章であって、その商標に係る商品又は役務と同一の商品又は役務を指定する標章 (6) 先行商標と同一の標章であって、類似の商品又は役務を指定し、混同を生じる虞のある標章 (7) 普通名称化した標章 (商標法第2条、第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条の2の意味において、スイスにおいて広く認識されている商標について著名商標として、当該商標の登録に係る商品・役務と非類似の商品・役務に関しても保護される。 (商標法第3条(2)、第15条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法規則第11条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件、保護除外の絶対的事由の有無について審査される。 (商標法第30条(2c)、(2d)、商標法規則17条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人は、早期審査を請求することができる。 (商標法規則第18a条)
	㉑出願公開制度の有無	無。

①国名	スイス連邦 Swiss Confederation (CH)		
商標制度	⑲異議申立制度の有無	無。(登録前の異議申立制度はない。)	
	⑳無効審判制度の有無	有。先行商標の所有者は、登録の公告から3月以内に、相対的拒絶理由(商標法第3条(1))に基づいて登録に異議を申立することができる。 (商標法第31条)	
	㉑不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第12条)	
	㉒商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
	㉓図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
	㉔譲渡要件	無。ただし、先使用权については営業と共にのみ移転することができる。 (商標法第17条(1))	
	㉕費用 単位 CHF (スイス・フラン)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	550 CHF(3区分まで) 100 CHF(4区分超の各区分当たり)
		早期審査料	400 CHF
	㉖料金減免措置	[商標権維持に掛かる費用]	
存続期間更新料		700 CHF	
㉗	無。電子出願の割引料金の制度は、2010年1月1日から廃止された。		